

社船実習の実施に係る基準等について

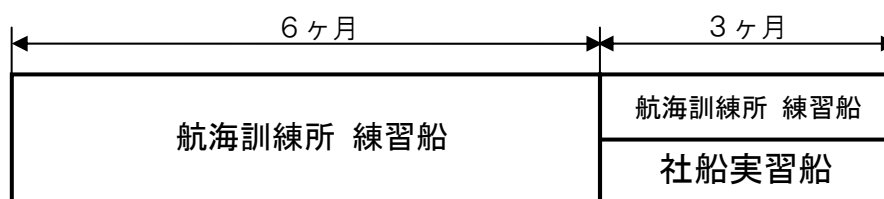
社船実習は主に次の基準で実施されます。

(1) 社船実習船

- 「沿海区域」以上を航行する総トン数 1000 トン以上の船舶で実習を実施することとなります。
- 船舶に搭載する設備としては、実習生に対して航海・機関両方の訓練を行うため、
航海船橋には、海図机、海図、ジャイロコンパス、レーダー
機関室には、出力装置、補機、電気設備、自動制御装置が必要となります。
- 実習生を指導する教員は、四級海技士以上の海技免状を保有している船長、機関長、航海士、機関士である必要があります。

(2) 社船実習の内容

- 現在、航海訓練所で行っている四級海技士養成のための9ヶ月の乗船実習のうち、最後の3ヶ月について内航海運事業者の貨物船等において、社船実習を行います。



- 実習内容は、航海訓練所が行っている航海・機関の両用カリキュラムの他、荷役作業といった実務的な内容も実施し、実習生が就職後直ちに求められる知識、技術を早期に習得することを図ります。

(3) 参加予定の内航海運事業者

第一中央船舶(株)、新和内航海運(株)、太平洋沿海汽船(株)、鶴見サンマリン(株)、旭マリン(株) 等